

森の里まつり世話人会規約（抜粋）

自治会から委託された事業（鯉のぼり祭り、夏祭り、クリスマス祭り等）について、自治会と共に実行委員会を置き、開催する。

規約抜粋

1 趣旨

自治会規約では、1年任期で退任する現状のなかで、森の里自治会連絡協議会主催のまつり行事を伝統的に継承し、「ふるさとの楽しい町づくり」を推進・維持していくために、「森の里まつり世話人会」を設置する。「森の里まつり世話人会」は、森の里自治会連絡協議会から行事の委託を受け、自治会と共に実行委員会を置き、行事を円滑に実施する。

2 会の名称

森の里自治会連絡まつり世話人、以下「森の里まつり世話人会」とする。

（以下規約省略）